

環対諮問第 1 号

茨城県環境審議会

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第9期）を策定するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により調査審議を求める。

令和7年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦



諮 問 理 由

本県では霞ヶ浦の水質浄化を図るため、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づき、令和4年3月に霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）を策定し、総合的な水質保全対策を実施してきたところである。

現在実施している湖沼水質保全計画の計画期間は令和7年度をもって終了することから、引き続き霞ヶ浦の水質浄化を図るため、令和8年度からの新たな計画を策定したく、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第9期）についての調査審議を求めるものである。